

2024年度

職員健康管理プログラム

のご案内とご加入のおすすめ

◆ 業務災害総合保険 ◆

業務災害補償特約、通院補償保険金支払特約、疾病入院補償特約、事業主相談費用等補償特約、事業主臨時費用補償特約、使用者賠償責任補償特約、使用者賠償責任限定補償特約（死亡のみ補償）、雇用慣行賠償責任補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約、事業主・役員フルタイム補償特約 等セット

拝啓 時下益々ご隆盛の段、心よりお慶び申し上げます。平素は当団体の活動に対してご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

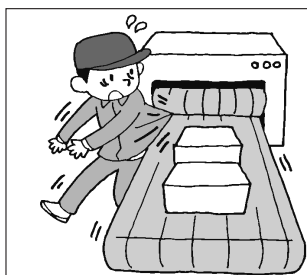
さて、当団体では会員の福利厚生対策として、「職員健康管理プログラム」を採用しており、社員のほか、パート、アルバイトに対する補償・福利厚生の充実の一環として、この制度がお役に立てるものと考えております。

大切な従業員が安心して業務に従事できるように手当てすることは、人材の安定確保、福利厚生の充実という面からも、重要なことといえます。ぜひ、この機会に多くの会員の皆様が加入されますようご案内申し上げます。

敬具

例えばこのような時にお役に立ちます

業務中のケガはもちろん、通常経路による通勤途上のケガも補償します。



巻き込まれによるケガ



交通事故によるケガ



落下物によるケガ



転倒によるケガ

保 険 期 間

2024年9月1日～2025年9月1日

当制度は団体契約のため毎年9月1日が更新日となります。制度の加入は年間を通して可能ですが、更新日以外に加入される場合の補償開始日（保険期間開始日）については取扱代理店・扱者にお問い合わせください。

のご案内は保険商品の概要をご説明したものです。詳細については、パンフレットをご覧ください。取扱代理店・扱者またはAIG損害保険にお問い合わせください。

事業経営を万一の労働災害から守るために

◆保険金は労災認定を待たずにお支払いします。

※業務上疾病に対する死亡補償保険金および後遺障害補償保険金、自殺行為による身体障害に対する保険金、使用者賠償責任限定補償特約(死亡のみ補償)および使用者賠償責任補償特約における損害賠償保険金などのお支払いには、労災の給付決定などの認定が必要となります。

◆賠償金や弁護士費用なども補償します。

業務に従事する方のケガなどにより貴社が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償します。

◆ご契約者に保険金をお支払いします。

受け取られた保険金は見舞金・弔慰金として被災者やそのご家族にお支払いいただきます。

※ご契約時に補償対象者の同意が必要です。

※病気を補償する特約については、病気を被ったご本人に保険金をお支払いし、「保険金お支払のご案内」もご本人に送付します。

◆通常経路による通勤途上のケガも補償します。

◆業務中の熱射病や日射病も補償します。

◆過労などによる脳・心臓疾患、精神障害を原因として、万一従業員の方が死亡したり、後遺障害が生じた場合にも補償します。

※保険金のお支払いには、労災の給付決定などの認定や、脳・心臓疾患、精神障害を発病した日が保険期間中であることなどが条件となります。

◆団体契約なので個別にご加入いただくよりも割安です。

※5事業者以上の場合：事業者数割引が5%適用されます。

◆従業員の増加や入れ替わりがあっても自動的に補償されます。

ご契約時の貴社の売上高と業務内容から保険料を算出します。保険期間中の人数報告や精算などのお手続きは不要です。

※新規設立法人などのご契約の場合には、見込売上高に基づく概算保険料での契約となり、保険期間終了後に確定売上高に基づく保険料との差額を精算する必要があります。

◆保険料は全額損金処理が可能です。

法人が契約者として、従業員全員(役員を含みます。)のために負担する保険料は、全額が損金扱いとなります。

※法人税基本通達9-3-5、9-3-6の2を準用(2024年6月 現在)

◆従業員の年令に関係なく病気による入院を補償します。

医師の診断や従業員の方々からの個別告知は不要で、保険料は売上高・業種により決定します。

※補償対象者は、社員、事業主、常勤の役員およびパート・アルバイトのみです。詳しくは[被保険者・補償対象者の範囲]にてご確認ください。

(注)保険期間開始時またはこの保険契約の被保険者(保険の対象となる方)となった時より前に発病していた病気の治療を目的とする入院は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

◆業務中の地震によるケガも補償します。

補 償 内 容

給付項目	給付の内容
死亡補償保険金	業務に従事中(通勤途上を含みます。)に身体障害＊を被り、死亡した場合、ご契約の保険金額をお支払いします。
後遺障害補償保険金	業務に従事中(通勤途上を含みます。)に身体障害＊を被り、後遺障害が生じた場合、後遺障害等級に応じた額をお支払いします。
入院補償保険金	業務に従事中(通勤途上を含みます。)に身体障害＊を被り、入院した場合、入院1日につき日額としてお支払いします。身体障害を被った日(業務上疾病では入院を開始した日)からその日を含めて180日以内の入院した日数のうちご契約の支払限度日数が限度となります。
手術補償保険金	業務に従事中(通勤途上を含みます。)に身体障害＊を被り、所定の手術を受けた場合、手術時の入院の有無に応じた額をお支払いします。ただし、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内(業務上疾病では保険期間中)で、同一の原因に基づく身体障害について1回の手術に限りします。
通院補償保険金	業務に従事中(通勤途上を含みます。)に身体障害＊を被り、それがもとで通院した場合に、通院1日につき日額としてお支払いします。身体障害を被った日からその日を含めて180日以内の通院した日数のうちご契約の支払限度日数が限度となります。
疾病入院医療費用保険金 (注1)(注2)(注3)	病気により入院した場合に負担した、公的医療保険制度の一部負担金、差額ベッド代、交通費などの費用をお支払いします。
疾病先進医療等費用保険金 (注1)(注2)(注3)	病気の治療のために先進医療または患者申出療養を受けた場合に負担した、技術料、交通費、宿泊費をお支払いします。
事業主相談費用等保険金 (注1)	従業員などが業務の遂行または通勤で被ったケガや病気を受けて被保険者が負担する可能性のある責任について、弁護士に相談した場合の費用を補償します。
災害付帯費用補償保険金	死亡補償保険金または後遺障害等級第1級から第3級に対する後遺障害補償保険金をお支払いする場合はご契約の保険金額の全額を、後遺障害等級第4級から第7級に対する後遺障害補償保険金をお支払いする場合はご契約の保険金額の30%をお支払いします。
使用者賠償責任補償保険金 (注1)	従業員などが業務上の事由または通勤により被ったケガや病気について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、賠償保険金および争訟時の弁護士費用などを補償します。
使用者賠償責任限定補償保険金 (死亡のみ補償)(注1)	死亡補償保険金支払われる場合で、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、賠償保険金および争訟時の弁護士費用などを補償します。
雇用慣行賠償責任補償特約 (注1)	「不当雇用慣行」または「第三者ハラスメント」を請求の理由として、貴社が保険期間中に損害賠償請求された場合に、損害賠償金、弁護士費用などに対して保険金をお支払いします。「第三者ハラスメント」を請求の理由とする場合は、建設業の下請負人が貴社と共に損害賠償請求された場合に限り、その下請負人も補償されます。
特約名	特約の内容
地震・噴火・津波 危険補償特約	地震もしくは噴火またはこれらによる津波、およびこれらの事由にともない生じた事故または秩序の混乱にともなって生じた身体障害＊などについても補償の範囲を拡大してお支払いします。
事業主・役員フルタイム補償特約	ご契約の保険金について、事業主、常勤の役員の方が業務外の事由により生じたケガ(※)についても補償の範囲を拡大してお支払いします。(※)有毒ガス・有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒・ウイルス性食中毒および日射病・熱射病を含みます。

＊ 身体障害とはケガまたは業務に起因して生じた所定の症状をいいます。詳細はご注意事項でご確認ください。
(注1) 同一の補償を提供する他の保険契約などがある場合でも、受け取られる金額がご負担額または損害額を超えることはありません。
(注2) 社員、常勤の役員、常勤のパート・アルバイトが補償の対象者となります。詳細は「被保険者・補償対象者の範囲」をご覧ください。
(注3) 保険金は被保険者(保険の対象となる方)へ直接お支払いし、「保険金お支払のご案内」もご本人に送付します。

保険金をお支払いできない主な場合など、補償内容の詳細はパンフレットをご覧ください。

補償プラン例（保険期間1年）

業務災害補償特約、通院補償保険金支払特約、疾病入院補償特約、事業主相談費用等補償特約、事業主臨時費用補償特約、使用者賠償責任補償特約、使用者賠償責任限定補償特約（死亡のみ補償）、雇用慣行賠償責任補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約、事業主・役員フルタイム補償特約 等セット

補償内容	プレミアムプラン	賠償補償 重視プラン	病気 重視プラン
死亡補償保険金	1,500 万円	1,500 万円	500 万円
後遺障害補償保険金 (1級～14級)	障害等級に応じて 1,500万円～60万円	障害等級に応じて 1,500万円～60万円	障害等級に応じて 500万円～20万円
入院補償保険金(日額) (1事故につき)	180日限度 5,000 円	補償されません	補償されません
手術補償保険金 (1事故につき1回限度)	入院中／入院中以外 5万円／2.5万円		
通院補償保険金(日額) (1事故につき)	90日限度 3,000 円	補償されません	補償されません
疾病入院医療費用保険金 (1回の入院につき) (注1)(注3)	50 万円限度	補償されません	50 万円限度
差額ベッド代	(1万円×入院日数)限度		(1万円×入院日数)限度
疾病先進医療等費用保険金 (1回の療養につき) (注1)	50 万円限度		50 万円限度
事業主相談費用等保険金 (1災害につき)(注1)	100 万円限度	100 万円限度	補償されません
災害付帯費用補償保険金	100 万円	100 万円	補償されません
使用者賠償責任補償保険金 (注1)(注2)	1名／1災害 2億円限度	1名／1災害 2億円限度	1名／1災害 500万円限度
雇用慣行賠償責任補償特約 (注1)	1請求/保険期間中 2,000万円限度 免責金額 10 万円	1請求/保険期間中 2,000万円限度 免責金額 10 万円	補償されません
地震・噴火・津波危険補償特約	補償されます	補償されます	補償されます

(注1) 同一の補償を提供する他の保険契約などがある場合でも、受け取られる金額がご負担額または損害額を超えることはありません。
(注2) 保険金額が500万円以下の場合、使用者賠償責任限定補償保険金(死亡のみ補償)として死亡のみ補償します。
(注3) 入院を開始した日からその日を含めて365日目月の末日までに負担した費用に限ります。

月払保険料	貴社年間売上高	施設介護・障がい者福祉		保険期間1年の場合	2024年6月 現在
	10億円	222,140円	112,850円	102,600円	
	5億円	146,570円	69,330円	72,780円	
	1億円	48,790円	25,010円	21,720円	

事業者数割引：5% 適用（保険期間開始日時点における加入事業者が5社以上の場合、事業者数割引5%が適用されます。
加入事業者数に応じて割引率が異なりますので、詳細は取扱代理店・扱者までお問い合わせください。）

付帯サービス

健康・医療等の無料相談サービスをご提供します。



■社長のための労務相談ホットラインサービス

提供: ティーベック(株)

【事業主・人事労務の方がご利用いただけます。】

社会保険労務士および臨床心理士などが、休職者・復職者への対応に関するアドバイスや就業規則上の問題解決のためのアドバイスを電話で行います。

相談例: 休職者の職場復帰について、リハビリ出勤制度について、雇用期間途中での契約解除について…など

■弁護士による法律相談ホットラインサービス（予約制）

提供: 弊社提携法律事務所

【事業主の方がご利用いただけます。（事業主が指定した方を含みます。）】

労務トラブルに加えて、取引先や顧客とのトラブル、さらに日常生活上のトラブルなど、法律に関する相談に、弁護士が電話でお答えします。（1回60分以内。年3回限度。）

■メンタルケアカウンセリングサービス

提供: ティーベック(株)

【事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。】

心理カウンセラーの電話によるカウンセリングをご提供します。必要に応じて専門の医療機関をご案内します。日本各地のカウンセリングルームまたはオンラインにて、面談によるカウンセリングを年間3回までご提供します。

■24時間電話健康相談・介護相談ホットライン

提供: ティーベック(株)

【事業主・役員・従業員およびそのご家族（配偶者ならびに被扶養者）の方がご利用いただけます。】

24時間年中無休で、健康、医療、介護、育児、メンタルヘルスなどのご相談に、相談スタッフ（医師、保健師、看護師、ケアマネジャーなど）がお電話でアドバイスします。

※ご相談の内容によっては受け付けできない日時および時間帯があります。

■生活習慣病サポートサービス

提供: ティーベック(株)

【事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。】

生活習慣病に関するご相談にお答えします。糖尿病については、医療機関の手配・紹介など、早期発見、重症化予防のサポートと、優秀糖尿病臨床医*の紹介や専門医療機関の情報提供を行います。

*ティーベック株式会社の用語定義となります。

■セカンドオピニオンアレンジサービス

提供: ティーベック(株)

【事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。】

各診療科領域における学会で要職を経験した医師*（総合相談医*）が現在の診断に対する見解、今後の治療の方針・方法についての意見（セカンドオピニオン）を提供します。

総合相談医*の判断により高度な専門性が求められる場合は、サービス委託会社が運営する評議員会で選考された専門医*の紹介（紹介状の作成）もします。

*ティーベック株式会社の用語定義となります。

■がん治療と仕事の両立支援サービス

提供: ティーベック(株)

【事業主・役員・従業員およびそのご家族（配偶者ならびに被扶養者）の方がご利用いただけます。】

がん治療と仕事の両立への不安をやわらげるために、社会保険労務士や臨床心理士等の相談スタッフが、さまざまな角度からサポートします。人事ご担当者への人事労務のアドバイスも行います。

（注）事業主・役員・従業員の方ががんに関するご相談に限ります。

- ・本サービスは引受保険会社が各サービス提供会社および提携法律事務所に委託してご提供します。
- ・各サービス提供会社が本サービスのご提供にあたり取得した情報は、貴社に開示することができませんので、あらかじめご了承ください。
- ・本サービスは今後予告なく変更・中止することがあります。あらかじめご了承ください。
- ・本サービスのご利用には諸条件があります。地域・内容により、ご要望に沿えない場合があります。
- ・ご利用いただけるサービスは、ご契約のプランにより異なります。
- ・本サービスのセカンドオピニオンアレンジサービスおよび生活習慣病サポートサービスにおいて医療行為は医師が法令に基づき行います。ティーベック株式会社が行うことはありません。

被 保 険 者 ・ 補 償 対 象 者 の 範 囲

被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載されている方をいいます。 加えて、使用者賠償責任限定補償特約(死亡のみ補償)、使用者賠償責任補償特約、雇用慣行賠償責任補償特約においては、役員等を含みます。 建設業の場合は、さらにその下請負人を含みます。 ただし、病気に関する補償については、保険の対象となる方であって、保険証券に記載されている方をいいます。
補償対象者	補償対象者とは、被保険者の行う業務に従事する方であって、保険証券に記載されている方をいいます。使用者賠償責任限定補償特約(死亡のみ補償)、使用者賠償責任補償特約、事業主相談費用等補償特約においては、これらの方のうち、次に該当する方をいいます。 1. 現実に労災保険法などによる給付対象となる資格を有し、記名被保険者の業務に従事する方 2. 記名被保険者と直接締結された契約(請負契約、委託契約などをいい、数次の請負または業務委託を含みます。)に基づき、記名被保険者の業務に従事する1.以外の方

当制度の補償対象者には、事業主、役員、社員のほか、パート、アルバイトを含みます。
ただし、その勤務形態や雇用形態によって補償の範囲が異なります。

○・・・補償されます。
×・・・補償されません。

	身体障害		病気
	業務中(※3)	業務外	
事業主(※1)、常勤(※2)の役員	○	○	○
社員、常勤(※2)のパート、常勤(※2)のアルバイト	○	×	○
上記以外の補償対象者	○	×	×

※1 契約者が個人事業主の場合、個人事業主本人のみとなります。

※2 常勤とは、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合をいいます。

※3 業務中には通勤途上を含みます。

ご注意事項

■身体障害について

身体障害とは、次の1.～5.をいいます。

- ケガ
 - 急激かつ偶然な外来の事故によるケガ
 - 有毒ガス・有毒物質による急性中毒
 - 業務に従事中に摂取した食品が原因の細菌性食中毒・ウイルス性食中毒
- 業務に従事中または通勤途上に生じた日射病および熱射病
- 業務遂行に伴い生じた低酸素症、潜水病などの症状
- 業務上疾病(くも膜下出血、心筋梗塞、うつ病など)
業務を原因とする病気を補償します。ただし、アスベストが原因の病気、塵肺症(じんぱいしょう)を除きます。なお、対象となる保険金とそれぞれのお支払い条件は、次のとおりです。
 - ・死亡補償保険金・後遺障害補償保険金は、労災保険の給付が決定した場合に補償の対象となります。
 - ・入院補償保険金・入院補償一時金・手術補償保険金は、労災保険の給付の請求が受理された場合で、保険期間中に入院を開始または手術を受けたときに補償の対象となります。
 - ・業務上疾病休業補償保険金支払特約のうち、業務上疾病休業補償保険金は労災保険の給付が決定した場合で、保険期間中に就業不能となったときに補償の対象となります。
 - ・業務上疾病休業補償保険金支払特約のうち、精神障害等休業補償一時金は、労災保険の給付の請求が受理された場合で、保険期間中に就業不能となったときに補償の対象となります。
 (注)雇用慣行賠償責任補償特約では、アスベストによる肺がん・中皮腫その他の健康障害、塵肺症を含め、身体障害を請求の理由とする損害賠償請求は補償の対象となりません。
- 労災認定された自殺行為による身体障害

■ご契約上のご注意

当制度は団体の制度商品です。団体の構成員以外にご加入いただけません。また、団体の構成員でなくなった場合は、補償を継続できなくなるため、必ずご連絡ください。

このご案内は保険商品の概要をご説明したものです。詳細については、取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。ご契約に際しては、事前に重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を必ずご覧ください。ご契約の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。故意または重大な過失によってご通知いただけない場合は、保険契約を解除することや保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

■同意について

業務災害総合保険をご契約いただく際には、ご契約の締結について必ず補償の対象となる方(代表となる方)の同意の確認が必要となります。

■損害保険募集人について

引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

引受保険会社
AIG損害保険株式会社仙台支店
〒980-0811
宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3 富士火災仙台ビル
TEL.022-221-2532
受付時間:午前9時～午後5時まで
(土・日・祝日・年末年始を除く)
<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問い合わせ・お申し込みは
株式会社オンワード・マエノ
〒983-0852
宮城県仙台市宮城野区榴岡 5-1-35 2階
TEL.022-762-9915